

議会報告会

とき 平成22年10月19日(火)

午後6時30分~

ところ 南会津町 前沢集会所

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 開会あいさつ | 行政区の代表者 議員の代表者 |
| 2. 出席議員紹介 | |
| 3. 開催趣旨説明 | |
| 4. 議会報告 | |
| 5. 質疑応答 | |
| 6. 意見・提言等 | |
| 7. 閉会あいさつ | 議員の代表者 |

前沢区・南会津町議会

本日の出席議員 B班

| | 議員氏名 | 出身地 | 所属委員会 | 各種委員等 |
|---|----------------------------------|-----------|-------------------------------|--------------------------|
| 1 | 山内政 やまうちただし さんないせい | 伊南：古町字居平 | 文教厚生委員会 議会広報委員会 議会運営委員会 | 西部環境衛生組合議会 都市計画審議会 |
| 2 | 星光久 ほし みつひさ ほしひかり | 田島：川島字川島平 | 文教厚生委員会 | 広域市町村圏組合議会 |
| 3 | 楠正次 くすのきまさつぐ なんじょうじ | 館岩：水石 | 産業建設委員会 議会広報委員会 | 西部環境衛生組合議会 |
| 4 | 渡部忠雄 わたなべただお わたなべちゆうゆう | 南郷：堺字居平 | 総務委員会 | 西部環境衛生組合議会 広域市町村圏組合議会 |
| 5 | 阿久津梅夫 あくつうめお あくつうめお | 館岩：井桁 | 産業建設委員会 | 西部環境衛生組合議会 |
| 6 | ○芳賀沼順一 はがぬまじゅんいち はがぬまじゅんいち | 田島：塩江字内城甲 | 総務委員会 議会運営委員会 | 田島下郷町衛生組合議会 |
| 7 | 児山寿明 こやまとしあき こやまとしあき | 田島：長野字長野 | 総務委員会 | |

報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「あなたがいてくれてありがとう」「本当に住んで良かった」といわれるまちづくりを目指すには、いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることになります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む闊達な議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

I. 議会の報告〔22年9月議会定例会〕

1. 主な審議議案

報告第6号 専決処分の報告について

専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について

議案第78号 南会津町伝統的建造物群保存地区保存条例

(施行日：平成22年10月1日)

伝統的な建造物群を保存するために、保存地区を新に設置するために制定するものです。

議案第79号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(施行日：公布の日)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【改正事項】

- ・職員以外に育児又は介護ができる人がいても早出遅出勤務を請求することができる。
- ・請求に基づき、3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の制限

議案第80号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(施行日：公布の日)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【改正事項】

- ・育児休業を取得できる対象者が拡大され、父母がともに取得できる。
- ・配偶者の出産後8週間（出産日を含めて57日間）以内に、父親が育児休業を取得した場合、再度の育児休業が取得できる。

議案第81号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例

(施行日：平成22年10月1日)

住民の福祉と健康増進に寄与することを目的に、古町温泉赤岩荘施設以外での温泉水利用を可能にするため、湯の販売を行えるよう所要の改正を行うものです。

議案第82号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(施行日：平成22年10月1日)

身体障害者福祉法の改正により、対象となる傷害に肝臓機能障害が追加されたことから所要の改正を行うものです。

議案第83号 南会津町田島農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

(施行日：平成22年10月1日)

町内に2つある農村環境改善センター（田島農村環境改善センター、和泉田農村環境改善センター）があり、それぞれ条例が制定されていますが、設置目的が同じでありながら利用料金の規定に相違がありますので、利用者に対する公平性を確保するため、和泉田農村環境

改善センター条例を廃止し、田島農村環境改善センター条例に施設を追加し、南会津町農村環境改善センター条例に改正するものです。

議案第84号 財産の購入について

誘致企業の工場跡地を公共施設用地等として活用するため買い戻すものです。

土地の所在 伊南地域 内川地区

土地の面積 7,493.58 m²

議案第85号 南会津町過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、過疎対策事業債の対象事業等が拡大され、財政負担の軽減になることから、過疎地域自立促進計画を策定するものです。

議案第86号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について

(施行日：平成23年4月1日)

広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）が平成21年3月31日をもって廃止されてことにより、広域市町村圏計画を策定する必要がなくなったため、共同処理事務から削除し、併せて職員研修に関する事務について、すでにふくしま自治研修センターで集約的に行われていることから、共同処理事務から削除するため、南会津地方広域市町村圏組合規約の変更を行うものです。

報告第7号 平成21年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について

議案第87号 平成21年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第88号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第89号 平成21年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第90号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第91号 平成21年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第93号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第94号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 95 号 平成 21 年度南会津町水道事業会計決算の認定について

議案第 96 号 平成 22 年度南会津町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 97 号 平成 22 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 98 号 平成 22 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 99 号 平成 22 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 100 号 平成 22 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

諮詢第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員の推薦について、高杖原 木下武司氏（61 歳）について適任であると認めました。

[委員会提出議案]

議案第 3 号 南会津町議会基本条例の制定について

地方分権が推進される中、住民の代表機関として議会の役割と負託にこたえる責任は格段に重くなっています。議会のあり方、議員の責務等議会改革の取り組みのひとつとして制定するものです。

議案第 4 号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する意見書の提出について

森林・林業の再生を通じて、地域経済の活性化や雇用の創出につながるものとして森林の育成・整備の推進は極めて重要であるため、請願に基づき意見書を提出するものです。

意見書提出先 総務大臣、農林水産大臣、林野庁長官

議案第 5 号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について

子供たちの豊かな教育を保障するため、複式学級を解消する教職員定数基準の改善や小規模校における栄養教職員等の配置基準改善のため、請願に基づき意見書を提出するものです。

意見書提出先 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

議案第 6 号 2011 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と学校施設整備費、奨学金等の教育予算拡充のため、請願に基づき意見書を提出するものです。

意見書提出先 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

2. 請願・陳情について

◎請願・陳情の方法

請願・陳情を出すには、次の例により必要事項を記入し、事前に議会事務局に連絡の上、提出してください。

紹介議員は、請願について1名以上必要です。

陳情は、紹介議員は必要ありませんが、南会津町民に限ります。

平成 年 月 日

南会津町議会議長 あて

請願者（陳情者）の

住 所

氏 名

(印)

紹介議員

氏 名

(印)

○○○○○○○○○○に関する請願（陳情）

1. 請願（陳情）の趣旨

3. 要望事項・地域事業等の現状について

4. 意見・提言等について